

【参考】

平成19年7月20日

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に伴う副生ヘキサクロロベンゼン(HCB)を含有する顔料等の取扱いについて

現在、テトラクロロ無水フタル酸(TCPA)、TCPAを原料とした顔料又は染料(以下「TCPA由来顔料」という。)及びピグメントブルー15を塩素化して製造される顔料又は染料(以下「フタロシアニン系顔料」という。)については、これらを製造・輸入する事業者等においてHCBの削減を進めるための対応をいただいているところですが、今回の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(以下「運用通知」という。)の改正は、副生する第一種特定化学物質に関する従前からの考え方(いわゆる「BATの考え方」)をより明確化するためのものであり、本改正により従前の対応を何ら変更するものではありません。すなわち、TCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料については、それぞれの関係文書^注に基づく対応(自ら設定した自主管理上限値等を厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)に提出する等)を行っている場合は、改正運用通知3-2に該当するものとみなします。

一方、副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会は、TCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生HCBに係る削減レベルについて検討を行い、平成18年11月に「TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書」が、また、本年4月に「TCPA由来その他顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書」が、それぞれとりまとめられました。

現在、現時点で可能な限りのHCB削減に努めていただくことを事業者に対して周知徹底してきているところですが、今後、3省としては、報告書の内容を踏まえ、HCBの削減を一層推進する観点から、改正運用通知の施行から1年後を目途に、TCPAの供給状況を考慮した上で、TCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料に係るHCB含有量の基準値(TCPAについては200ppm、TCPA由来顔料(ピグメントエロー138を除く。)については10ppm、ピグメントグリーン36については10ppm)を設定・適用する予定です。当該基準値が設定・適用された後は、HCBの含有割合が当該基準値以下の場合に限り、それらの顔料等の製造・輸入等が許容されることとなります。

注 ・TCPA及びTCPA由来顔料:平成18年11月9日付け「テトラクロロ無水フタル酸及びそれを原料とした顔料又は染料の取扱いについて」
・ピグメントブルー-15由来顔料:平成19年4月12日付け「ピグメントブルー-15を塩素化して製造される顔料又は染料の取扱いについて」